

倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県ソフトボール協会（以下「本会」という。）の組織運営、富山県のソフトボールの普及・振興等に関わる全ての関係者が、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、本会の目的や事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、会員、評議員、役員、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは定款第7条に規定する会員をいう。
- (2) 評議員とは定款第14条に規定する評議員をいう。
- (3) 役員とは定款第30条に規定する理事、監事及び代表理事をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第64条に規定する委員会の委員をいう。
- (5) 職員とは定款第65条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは、本会主催事業の運営に関わる公認スポーツ指導者及び審判員・記録員等をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人富山県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」及び「公益財団法人日本ソフトボール協会倫理規程違反に関する通報及び相談窓口設置に関する規定」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

- 5 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般社団法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。また、経理処理については、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- 6 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 7 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第16条2及び第34条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 委員会委員の解任及び職員の処分については、倫理・コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとする。

(その他)

第6条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときの処分については、定款第52条2に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月25日から施行する。